

市民と国際性

山極 晃

一——市民生活と国際関係

①—国際都市—横浜のこれから

横浜と言えば港という言葉が直ちに返ってくるように、開港らしい港の存在が横浜を特徴づけてきた。長い間、横浜は日本の表玄関として、外国との通商・貿易の中心であり、また新しい知識や情報の窓口でもあり、外国人の往来や居住者も多く、国際色豊かな街として栄えてきた。しかし今日の横浜は、いぜんとして港と貿易が大きな役割を占めているとはいえず、その比重は大きく変わっている。二七七万という日本第二の人口をもつ大都市となった現在、横浜

を戦前のような意味での国際都市としてだけ考えることは現実的でなくなっている。戦前の横浜が、港を中心にした貿易、商人の都市であることに特色があったとすれば、今日の横浜は実質的には勤労者の都市と言ってよいであろう。

今後の国際都市—横浜を考えていくためには、港の重要性だけでなく、さらに別の観点が必要ではないかと思う。それをどこに求めたらよいのだろうか。私は、それを市民の国際意識に求めるべきだと考える。つまり、豊かな国際意識をもった市民を基礎にしてこそ、今後の国際都市—横浜はありうるし、その際、戦前から国際港都としての伝統と蓄積が役立つし、ま

た大いに生かされるべきであろう。

②—市民と国際関係

もともと近代的な市民とは、人間の自由と平等を理念としているが、それは国境を超えて存在する普遍的な理念であった。そして現在では単に理念の問題としてだけでなく、現実の問題として国際性というものが問題となってきた。

一九七〇年代を通じて、市民が身をもって感じたのは、私たちの日常生活が世界と直接に結びついているという実感ではなかったろうか。とりわけ、「石油ショック」は、灯油、ガソリ

ンからトレットパーに至るまで、私たちの生活がどれだけ石油に依存しているかを思い知らされた。石油ばかりではない。肉、魚、小麦粉等の食糧品から、木材、紙その他、私たちの生活必需品のほとんどを外国に頼って、私たちは生活している。

国際関係とか、国際情勢とかは、かつては貿易や外交に関係している一部の人のための関心事であったが、いまや市民自身が国際関係や国際経済の動きに目をむけなければ、生活を守ることさえできなくなってしまう。そしてそのことを市民自身が自覚するようになっていくことに今日の特徴がある。消費者運動を一つとってみても、日本国内の灯油の流通機構だけでなく、産油国の動向を理解することなしには、運動が成りたたなくなっていることはや常識であろう。

③—生活に根ざした国際意識とは

しかしそれでは、市民の生活に根ざした国際意識とは何だろうか。石油に例をとった場合、消費者の立場からその価格や輸入量を監視していればよいのだろうか。そうではない。石油価格の高騰がなぜ起こっているのか、その理由を深く理解するのだから、情勢にふりまわされるだけであろう。とくに「石油ショック」は単

に石油価格の問題だけでなく、私たちが安住してきた国際経済秩序そのものの改革を迫る趨勢の一つの現われであるからこそ重要である。

周知のように、石油は長い間、欧米諸国の帝国主義的な力を背景に、メジャーと呼ばれる大石油資本が産油国の極く一部の支配階級を抱きこんで、その生産、販売を独占し、「安い」石油を先進工業国に提供してきた。それによって、先進工業国は経済発展をとげることができたが、産油国では、極く一部の支配階級を除いて、石油の恩恵にあずかってこなかったと言っている。こうしたことから、第三世界の民衆の自覚と力が高まるにつれて、石油資源を自分たちの手にとりもどそうとする動きがあらわれたのは自然であった。しかもかつては無尽蔵と思われていた石油が、そうでないことがわかればなおさら、その処分を自分たちの将来との関係を考へて決定しようとするのも当然であろう。

もちろん、現在の石油価格の高騰が、先進工業国だけでなく、それ以上に南の資源非産出に大きな影響を与え、深刻な南々問題をひきおこしていること、石油価格の高騰が逆に産油国自身にはねかえってくること、あるいは、いぜんとして多くの産油国では特権階級だけが富み貧富の差が増大していること等々、多くの複雑な問題を生んでおり、産油国の現在の政策が妥

当かどうかについてはさまざまな議論がありうるであろう。

しかし今回の石油問題が第三世界の民衆の自覚を基礎にして起こっていること、彼らの資源を自分たちの手に取りもどそうとする動きの一部であることを認識しなければならぬ。それは石油に限らず、ほかの資源についても言うことであり、さらにそれは、先進工業国に有利で、低開発国に不利にはたらいってきた国際経済のしくみそのものを改めることを求めている、第三世界の国際経済秩序の要求とつながっている。つまり石油価格の高騰というお金の問題として表面にはでていくが、実はその奥では、先進工業国と第三世界の関係のあり方、私たちがその一方に安住してきた国際秩序のあり方が問われているのである。それはまた私たちの生活のあり方から日本経済のあり方に至る、重要な変革の必要を迫るものである。

④—国際的視野に立ち生活を考える

私たち日本人はしばしば国際性に欠けていると批判される。それには、語学が下手であるとか、社交性がないとかも挙げられるが、より根本的には、国際的視野に立つて自分たちを見つめ直す姿勢に欠けていること、及び相手のおかれている立場を理解しようとする努力に欠けて

いることこそが問題であろう。「石油ショック」が起るまで、産油国の人々がどういう生活状態にあるかに気をとめた人がいったいどの位あったろうか。そして、「ショック」以後、石油の価格についての関心はともかくとして、彼らの生活や主張についてどれだけの理解を深めたであろうか。私たちは、第三世界の国々を、いぜんとして資源を獲得する対象として、また先進国の後についてくる遅れた国として眺めているのではないだろうか。そこから、何か問題が起ると、「援助」という金で解決する姿勢がでてくるし、何でも金で解決できると思いがちである。

私たちの生活が世界と結びついているということは、私たちの生活が世界の資源に依存しているということではなく、私たちの生活と他国の人々の生活とが相互に結びついているということである。少し古い例になるが、例えば私たちの消費生活が向上し、肉の消費が増えたことがラテンアメリカの農民の生活にどんな影響を与えたか、西川潤氏はこう報告している。

「最近では中進国の人たち、とくに日本とかソ連とかいう国の人たちが肉を食べるようになりました。そうすると、この肉の値段が国際的に上昇してきますし、また、牧畜を行うために大量の穀物が必要になってまいります。そうする

と、地主が周囲の土地を買い占めて牧場の面積をふやしていくということが、ここ数年、ラテンアメリカの国々ならメキシコにかぎらず、どこでも進行しています。貧しい人たちはどんどん牧場主に土地を売り渡して行って、ますます土地から追い立てられていく。だんだん土地が一にぎりの人たちの手に集中していく。そして、土地を失った人たちが町に出てスラム街をふやしていく。また、「土地を所有している人でも、外国に輸出するようなコーヒーなど商品作物を作ることになり、そして作物を買いたかかれて、ようやく生存維持水準で暮らしていくというのが、非常に多くの農民たちの暮らしです」^注。

注 西川潤「平和と『もうひとつの発展』」(一九八〇年、ダイヤモンド社)八四―八五頁

こうした例は肉やコーヒーだけにどまらないう。広く一次産品全体について言えることである。最近も野菜の高騰に対処するため、緊急輸入がおこなわれた。これは日本の消費者の立場から言えば、一時的な解決策であるかもしれない。しかし輸出する側、とくに生産者の立場から言えば、国際市場に組みこまれることであり、来年はどうなるのかの問題がでてくる。あるいはまた、生産物が日本のように高く売れる所へ流れて、現地の人たちの口には入らないと

いうような問題も起こっている。

このように、食糧ひとつとってみても、いまや私たちの生活と他国の人々の生活とは、相互に密接に関係しあっているものであり、私たちの消費生活を維持するという、ごく普通のことです。国際的なさまざまな影響の上に成り立っている。まして、あらゆる種類の資源を大量に輸入しておこなっている生産・輸出の面を考えると、その国際的影響は、環境問題や公害問題などをふくめて、きわめて大きいものがある。現在、高度成長・資源大量消費型の経済から、省資源型の経済への転換が要求されているが、それにはこうした国際経済の相互関係の認識の上に立って、将来の社会及び生活のあり方を考えていかなければならない。そのためには市民ひとりひとりが広い国際的視野に立って認識を深めていくことが不可欠である。

二——国際人権規約と市民

①——難民問題と国際人権規約

石油問題と並んで、七〇年代に大きな国際問題となったのはインドシナ難民問題であった。この問題に対する日本政府の消極的な姿勢と行動は、難民からはもちろん、各国から非難的になったことは記憶に新しい。政府もやっと重

い腰をあげ、また多くの人々の自発的な意志によって、現地でのボランティア活動が始められた。それをさらに多くの人々による資金その他の援助が支えている。神奈川県下でも、宗教団体によって二カ所の難民センターが設けられ、約一〇〇名が収容されている。また大和市には約一五〇名の宿泊、技術研修のための国の施設も完成したという。

難民問題を通じて、私たち日本人の人権感覚の欠除を指摘する声が強い。こうした批判に私たちは謙虚に耳をかたむけるべきであろう。人権感覚の欠除の上に市民の国際性などというものはありえないし、そもそも市民社会自体が成り立たない。基本的人権の相互尊重の上にこそ市民としての生活がありうることは指摘するまでもない。

日本は昨年国際人権規約を批准した。この規約は、一九六六年に国連総会で採択され、七六年に三五カ国の批准をえて発効したが、これは今後の人権問題を考えるうえで極めて重要な意味をもっている。

まず第一に、この規約の特徴は、人間の生存権、身体的自由と安全、思想・良心・宗教の自由などの従来からの基本的人権（自由権）の規定（「市民的及び政治的権利に関する国際規約」ⅡB規約）と共に、飢えからの自由、労働

の権利、公正な労働条件、社会保障、衛生・教育など極めて広い社会権的人権を定めていることである（「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」ⅡA規約）。こうした社会権の思想は、国連憲章や世界人権宣言にも含まれているが、これほど広範かつ具体的に規定されたのは初めてである。

第二に、基本的人権は、本来生まれながらのものであるが、実際には、国家がその法律によって保護する形をとってきた。つまり国内問題として処理されてきた。しかしこの規約は、国家に個人の人権を保障するようあらゆる努力を払うことを義務づけており、これへの参加国はそれを国際的義務として承認したことを意味する。

第三に、この規約には、基本的人権は、人種、性、国籍などによって差別されるものではなく、すべての者に保障されるという思想が貫ぬかれている。もちろん、実際の法律適用上においてさまざまな制約が生じうるが、基本的な思想としては、何者をも差別しないという考え方に立っている。それはまさに市民の立場と合致するものであろう。

従来、歴史的には国家は個人を支配、管理するために、個人の権利を制限しようとする傾向が強く、国家の支配の論理と市民の人権保障の

論理とは対立しがちであった。しかしこの規約はこの両者の対立の中で、後者のために国家が最大限の努力をすべきことを義務づけたものと言ってよい。だが、それを実行するためには、私たち自身が人権感覚をもち、意識的な努力をおこなっていかなければならないであろう。

② 在日外国人の人権問題

世界のどこにおける人権問題についても、私たちは関心をもつべきであるが、しかしとくに国内における人権問題をないがしろにしてはならない。ここでこの機会に、あまり問題とされない日本の中のインドシナ難民問題にふれておきたい。現在、日本には約五〇〇名のインドシナ諸国からの「不法」滞在者がいるといわれる。その多くは中国系の青年、学生であるが出国に際しての異常な状況などから、旅券の不備があったり、ビザの期限が切れたりして、不法滞在者としての扱いを受けている。これは入国管理法のうえから言えば、「不法」かもしれないが、実質的にはインドシナ難民であることに違いはない。現在、「国際善隣の会」などが中心になって人権の立場から請願運動をおこなっている。

在日外国人の人権問題を考えるうえでとくに重要なのは、永住権をもって定住している人た

ちの問題であろう。彼らは、日本の法を守り、所得税、住民税を納めながら、日本人には認められている各種の社会権を否認もしくは制限されている。最近の報道によれば、公団、公営住宅への入居を四月一日から認めるといふ。これは一步前進といつてもよいかもしれない。しかし国際人権規約との関係からみても、社会権についてもっと幅広い権利が認められるべきである。なかでも生活を維持する権利、すなわち労働の権利、就業の権利の保障が必要である。生活の自立のないところに人権の保障は存在しないからである。

国際人権規約は、労働の権利について、「この規約の当事国は、働く権利を認め、かつ、この権利を保障するため適当な措置を執る。この権利は、すべての者が自由に選択し又は承諾する労働によって生活費を得る機会を求める権利を含む」(A規約第六条一項)と、「すべての者」にその権利を認めている。だが残念ながら在日外国人の就職については、今日までさまざまな差別がなされてきたことは裁判に持ちこまれた例を見ても明らかである。裁判にならなかった例ははるかに多いであろう。

こうした状況を改善するうえで、とくに公務員になる道が外国人に開かれることが望ましいと思う。それは何よりも国際人権規約の精神に

合致するものであるし、一般企業における就職にもよい影響を及ぼすことが期待できる。また公務員として有能な人物を確保するためにも好ましい。外国人を公務員にすることは、守秘義務の点で問題があるかのように言う人がいるが、それは考えがいがいであろう。職務上の秘密を守ることは市民としてのモラルの問題であつて、国籍如何にかかわる問題ではない。

しかし現在、日本では外国人が国家公務員になる道は閉ざされている。それも、「公権力の行使または国家意思形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とする」(人事院見解)という、どうにでも解釈できる漠とした規定によるのである。これに対して、地方公務員の場合にも、「公権力の行使又は地方公共団体の意思形成に参画する」職種に外国人を採用することは適当でないとしながらも、どのような職種がそれにあたるかについては、各地方自治体の判断に任せるといふ政府見解が出されており、尼崎市、西宮市などでは一般事務・技術職員について国籍条項を撤廃している。大阪府八尾市も昨年同様の措置をとつた。

私個人としては、こうした措置が他の都市にも拡がることを望みたい。その理由は先にふれた通りであるが、さらにもう一つつけ加えるならば、国際化の時代にありながら、日本社会は

あまりにも閉鎖社会だと思われるからである。日本を一時的に訪問する外国人、とくに欧米人に対する日本人の親切さは定評がある。しかし日本社会に入りこもうとする外国人に対しては、はなはだ閉鎖的である。国際化ということは、異なった文化的伝統、価値観をもった人たちが、相互に影響しあいながら共存していくことであらう。その点から言えば、日本社会はあまり国際化社会とは言えない。たしかに異なった文化的伝統、価値観をもった人たちと共存する場合、色々な摩擦や問題を生むことは避けられない。しかしそれを通じてこそ国際的理解が生まれるのであつて、それを避けていては真の国際化は不可能である。

三——むすび

現在、市民の間では語学のサークル、国際事情の研究會、外国人に対するボランティア活動など、多彩な国際交流活動がおこなわれているときく。また観光をふくめて、外国を訪れる市民の数も年々増えている。国際意識をたかめ、国際理解を深めるために、今後ますます多方面にわたる市民の積極的な活動が望まれる。

だが市民の国際活動はそれだけに限られるものではない。今まで述べてきた、在日外国人を

含めた全市民の人権と平等を保障するための努力、さらにまた国際的な視野に立って、私たちの生活や社会のあり方を変えていく努力、それらも市民の国際活動の重要な一部であり、むしろ

基本的な課題というべきであろう。こうした課題と結びついてこそ、多様な活動が一層生じてくるし、また先人たちによって蓄積されてきた国際都市の伝統も生かされるのではないだろ

うか。

〈横浜市立大学教授〉